

令和6年（2024年）2月29日

令和6年2月熊本県議会定例会議案に関する正誤

議案第47号「熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

正	誤
<p>【12頁】 第47号 [略] 第2条第1項第2号中「<u>法別表第2</u>の第2欄に掲げる事務」を「法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「<u>法別表第2</u>の第4欄に掲げる特定個人情報」を「法第19条第8号に規定する利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。 [略]</p>	<p>【12頁】 第47号 [略] 第2条第1項第2号中「<u>法別表第2の2</u>の第2欄に掲げる事務」を「法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「<u>法別表第2</u>の第4欄に掲げる特定個人情報」を「法第19条第8号に規定する利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。 [略]</p>

備考 [略]は本正誤においての省略を表す。